

～新しく採用された方や被扶養者の認定手続きをする皆様へ～
「組合員資格取得届書」へのマイナンバーの記入および被扶養者の
「個人番号（マイナンバー）にかかる届出書」の提出をお願いします。

○ 札幌市では、通常、

- ・組合員（組合員が組合員資格取得届書を記入）：ご本人が採用された日から
- ・被扶養者（組合員が異動申告書を記入）：組合員の方が申告書を提出した日から

5日以内

に、札幌市職員共済組合に届出をしています。

札幌市職員共済組合に書類が届いてから、加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになるまでの期間の目安は次のとおりです。

- マイナンバーを記載した届出：約 5 営業日
- マイナンバーの記載のない届出：約 10 営業日

※ 記載されたマイナンバーが正しくない場合や必要な書類が揃っていない場合は、札幌市職員共済組合で確認を行う期間が別途必要になります。

- マイナンバーカードを皆様の保険証として速やかに利用して頂けるよう、**「組合員資格取得届書」へのマイナンバーの記入および被扶養者の「個人番号（マイナンバー）に係る届出書」の提出をお願いします。**
- 加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、裏面の方法で確認いただけます。

